

様式 2

法人名 医療法人 西下内科医院
 所在地 岡山県津山市小原200番地48

※医療法人整理番号 00273

財産目録
 (令和4年7月19日現在)

1. 資産額	7,893 千円
2. 負債額	57,300 千円
3. 純資産額	△ 49,406 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	7,893
B 固定資産	0
C 資産合計 (A+B)	7,893
D 負債合計	57,300
E 純資産 (C-D)	△ 49,406

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 西下内科医院
 所在地 岡山県津山市小原200番地48

※医療法人整理番号 00273

貸 借 対 照 表
 (令和4年7月19日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	7,893	I 流動負債	63
II 固定資産	0	II 固定負債	57,237
1 有形固定資産	0	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	57,300
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	0	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	△ 54,406
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 49,406
資産合計	7,893	負債・純資産合計	7,893

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人 西下内科医院
 所在地 岡山県津山市小原200番地48

※医療法人整理番号 〇〇273

損 益 計 算 書
 (自 令和3年10月1日 至 令和4年7月19日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,711
2 事業費用	5,550
本来業務事業損失	839
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	839
II 事業外収益	1,227
III 事業外費用	0
經 常 利 益	388
IV 特別利益	12
V 特別損失	6,697
税 引 前 当 期 純 損 失	6,297
法 人 税 等	53
当 期 純 損 失	6,350

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 西下内科医院
 所在地 岡山県津山市小原200番地48

※医療法人整理番号 00273

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 西下内科医院
理事長 西下 明 殿

私は、医療法人 西下内科医院 の令和4会計年度（令和3年10月1日から令和4年7月19日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月17日

医療法人 西下内科医院

監事 西下 悟